

大牟田市中小企業IT導入支援事業費補助金

Q & A

1. 補助対象者

Q1-1 新規創業予定者ですが、補助対象者となりますか？

(A) 補助申請書の提出時点において、大牟田市内で1年以上事業を営んでいる法人又は個人事業者が対象となります。このため、新規創業予定者は対象外となります。

Q1-2 市外在住ですが、大牟田市内に事業所があります。この場合、対象となりますか？

(A) 大牟田市内に事業所がありますので、対象になります。

Q1-3 大牟田市内のほか、市外にも事業所があります。この場合、対象となりますか？

(A) 大牟田市内にある事業所で実施されるものが対象となります。(市外の事業所分は対象となりません)

Q1-4 本社所在地は大牟田市内ですが、事業所は市外にあります。この場合、対象となりますか？

(A) 大牟田市内に事業所がありませんので、補助の対象外となります。

Q1-5 大牟田市内に複数の事業所がありますが、事務所ごとに申請できますか？

(A) この補助金は事業者単位での申請・交付となります。事務所の数にかかわらず、1事業者として1回申請ができます。

Q1-6 同一の代表者が複数の法人を経営しているが、法人ごとに補助を受けられますか？

(A) 法人ごとに補助の申請が可能です。ただし、同一の経費について複数の法人が別々に申請することはできません。

Q1-7 社会福祉法人ですが、補助対象者に該当しますか？

(A) この補助事業は、中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業者を含む)を対象としています。

このため、中小企業基本法上の「会社」に該当しない、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人(会社法の法人及び有限会社は除く)、特定非営利活動等の各種法人は補助対象外となります。

○中小企業基本法に規定する中小企業者

業種	下記のいずれかに該当する 会社又は個人事業者	
	資本金	常時雇用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

2. 補助事業

Q2-1 新規創業者ですが、新規創業に関する取り組みは補助対象となりますか？

(A) この補助事業は、既存の事業者が行う事業継続に向けた取り組みに対する支援策であるため、事業内容が新規創業そのものに関する取り組みである場合は、補助対象外となります。

Q2-2 国や県など、他の補助金との併用は可能ですか？

(A) 同一内容で、本補助事業以外に、国や県など、他の補助事業との併用はできません。

Q2-3 補助対象者は先着順で決まるのですか？

(A) 先着順ではありません。申請受付期間内であれば、全ての申請を受け付け、審査を行います。申請の早い遅いで補助金の交付を決定するものではありませんし、それで差をつけるものでもありません。審査基準に基づく審査のうえ、事業内容の熟度の高いものから補助事業者を決定します。このため、審査の結果、採択されない場合もありますのでご了承ください。審査基準については申請要領の9ページを参照ください。

Q2-4 新たにテレワークやWeb会議システムの導入を予定していますが、補助事業の対象となりますか？

(A) テレワークやWeb会議システム導入に係る事業は補助対象外となります。

Q2-5 使用していた設備が古くなったので、新しいものに入れ替えたいが対象になりますか？

(A) 機械器具等の単なる入れ替えに係る経費は対象になりません。

Q2-6 事業はいつまでに実施すれば良いのか？

(A) 補助対象年度が属する2月末日までに、補助対象事業に係る納品及び支払いを完了してください。2月末日までに納品及び支払いが完了していない経費については、補助対象外となります。

Q2-7 交付決定前の事業も対象になりますか？

(A) 交付決定前に契約、発注、納品、支払い等を行っている事業は、対象外となります。

Q2-8 補助対象事業の数値目標はどのように算出するのか？

- (A) 算出方法は特に定めておりません。補助事業を通して自社が抱える課題とその効果を数字にて表して頂くよう記入をお願いしております。

Q2-9 イノベーション創出に資する事業とは？

- (A) 大牟田市では、「若者が夢をもって働くまちづくり」として、今後中心市街地エリア内にイノベーションの拠点となる施設整備を進めるとともに、地域企業のIT化支援やIT人材の育成、先進技術等の実証実験など、様々な事業を一体的に展開することを予定しています。今回の補助事業は、このイノベーション創出の取組みを促進するための事業の一つとして実施するものです。

3. 補助対象経費

Q3-1 スマートフォン及び車両について、購入に要する経費が補助対象外となっている理由を教えてください

- (A) スマートフォン及び車両については、他の機械器具と比べて非常に汎用性が高い(補助目的以外の用途に使用できる)ため、補助対象外となります。

Q3-2 事業実施の場所として店舗(倉庫)を借りたいが、家賃は補助対象となりますか？

- (A) 家賃は補助対象となりません。

Q3-3 改装等の工事費用は補助の対象になりますか？

- (A) 工事費用は補助の対象となりません。

Q3-4 中古のパソコンをネットオークションで購入する場合は補助対象となりますか？

- (A) 個人からの購入やオークション(ネットオークション)による購入は補助対象となりません。
中古品購入の際には、価格の妥当性を示すため、複数(2社以上)の中古品販売事業者から同等品についての見積(見積書、価格表など)を取得し、添付いただく必要があります。

Q3-5 サポート費・レンタル料等の契約期間が、補助対象期間を超える場合、どこまでが補助対象となりますか？

- (A) 事業遂行に必要なサポート費・レンタル料等として、補助対象期間内に支払われる経費が対象となります。

このため、契約期間が補助対象期間を超える場合は、按分により算出した金額が補助対象となります。

【例】補助事業期間が令和3年8月1日から令和4年2月28日迄の7か月であって、レンタル料が令和3年9月1日から令和6年8月31日迄の3年15万円の契約の場合

(算出方法)※千円未満切り捨て

15万円×7か月/36か月=29,166.666...円→29,000円

Q3-6 経費の支払方法に制限はありますか？

(A) 支払いは、現金、振込及び口座振替のみとします(手形、小切手、相殺払等は対象外)。
また、ネットクーポンやポイント利用等による支払いは補助対象外となります。

Q3-7 クレジットカードでの支払は可能ですか？

(A) 口座振替のうちクレジットカードでの支払いについては、補助事業者と同一である場合のみ対象とします。

この場合、補助対象期間中に引き落としが確認できる必要があります(購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります)。

分割払いにより、補助対象期間中に支払いを完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品等購入も対象外となります)。

Q3-8 支出した経費を証明する書類は領収書のほか、どのような書類が必要となりますか？

(A) 次の書類等をご準備ください。

①支払いを証明する書類の写しについて(購入方法別)

購入方法	支払方法	請求書	領収書	決済完了画面を出力したもの	利用明細
店頭購入	現金	—	○	—	—
	クレジットカード	—	○	—	○
ネット購入	クレジットカード	—	○	○	○
	ネットバンキング	—	○	○	—
発注購入	口座振替	○	○	—	—
	ネットバンキング	○	—	○	—

※請求書、領収書については、発行日や総額だけでなく、機器等の単価や個数、規格(型番)など内訳が分かる必要があります。

※クレジットカードによる支払いについて

①カード名義が補助事業者と同一である場合のみ対象とします。

②事業実施期間内に引き落としが完了している必要があります。

※事業実施期間内・外の利用料をまとめて支払った場合は、事業実施期間内の日数相当分が対象となります。

②必要書類について

事業内容	提出が必要な書類
機器等の購入	購入した機器等の写真
機器のリース	契約書等の写し
ソフトウェア、アプリケーション等の利用	ライセンスなど契約内容が分かる画面やメール等を印刷したもの
機器の設定	作業報告書等
コンサルティング	報告書等

Q3-9 添付資料が用意できない場合はどうなりますか？

(A) 事業の実績を確認することができないため、補助金を支払うことができません。

Q3-10 補助対象経費と補助対象外経費が同じ領収書に含まれている場合はどうなりますか？

(A) 補助対象経費に該当する金額が分かるよう印等を付けてください。

Q3-11 完了報告の添付資料としてレシート等は認められますか？

(A) 支払日、支払先、支払品目、支払金額等が分かる場合にはレシートでも構いません。
但し、商品番号のみが記載されたレシート等は、内容確認のため、カタログ等内容が分かる資料もあわせて提出してください。